

# 士別市強靱化計画【概要版】

## はじめに

### 1 計画の策定趣旨

国は、東日本大震災など教訓を踏まえ、安全・安心な国土・地域・経済社会を構築するため、平成 25(2013)年 12 月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を施行し、同法に基づく「国土強靱化基本計画」を策定しました。

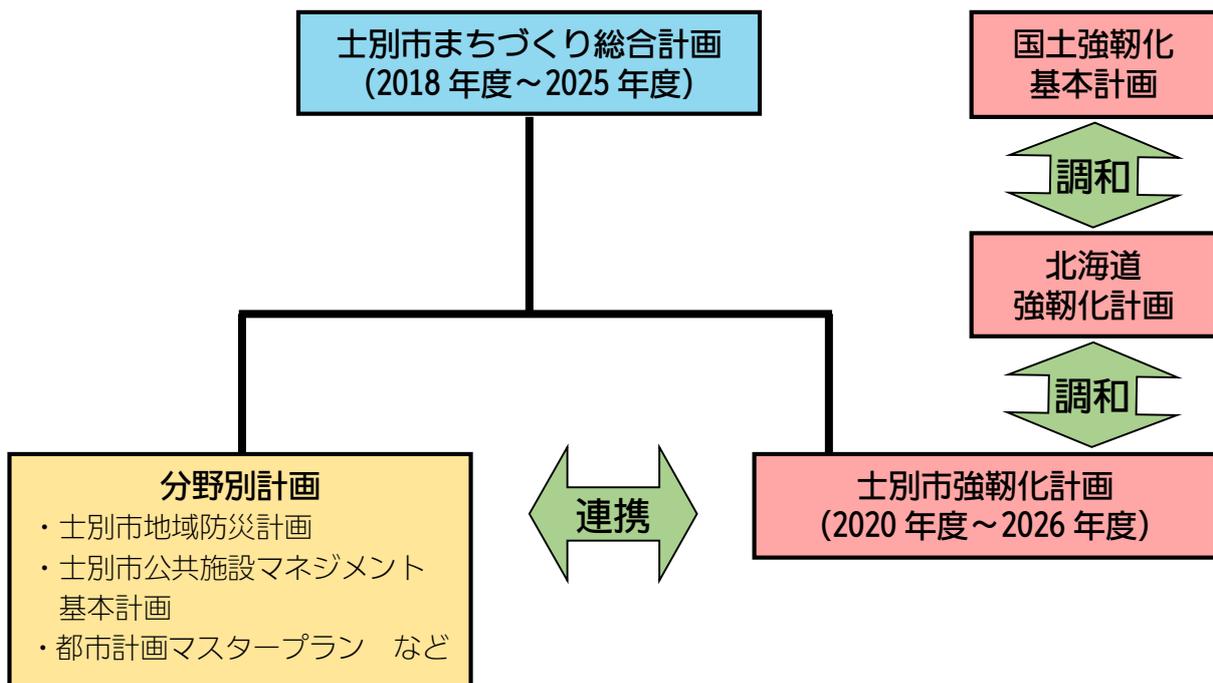
北海道では、「北海道強靱化計画」を策定するとともに、本計画を改定するなかで強靱化施策の充実・強化を図っています。

国土強靱化とは、大規模自然災害などに備えて、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に関する施策を実施し、強くしなやかなまちづくりを推進するものです。

本市においても各種計画を踏まえつつ、大規模自然災害に備えた強靱なまちづくりに関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため、「士別市強靱化計画」を策定します。

### 2 計画の位置付け

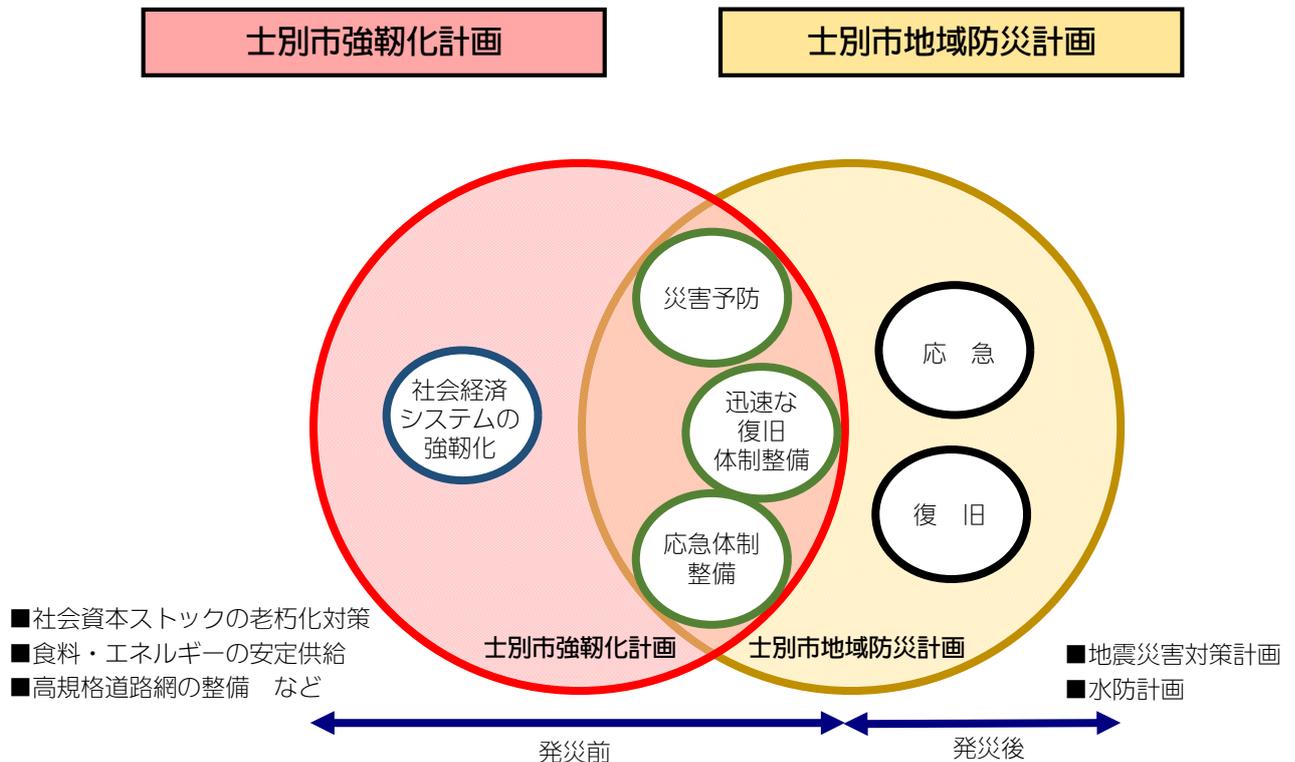
本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定します。また、国の「国土強靱化基本計画」や北海道の「北海道強靱化計画」との調和を図るとともに、「士別市まちづくり総合計画」を最上位計画とするなかで、防災計画をはじめとする分野別計画と連携した計画とします。



### 3 士別市地域防災計画との関係

「士別市地域防災計画」は、地震や洪水などのリスクを特定し、そのリスクごとに防災に対する対応をとりまとめた計画であり、災害予防のほか、発災後の応急対策、復旧などの災害対策に視点をおいています。

一方、本計画は、発災前の平時の備えを中心として、まちづくりや産業政策も含めた、総合的な視点で取りまとめる計画となります。



## 士別市強靱化の基本的考え方

### 1 基本目標

本市の強靱化を進めるにあたっては、国の国土強靱化基本計画に掲げる4つの基本目標と、北海道強靱化計画に掲げる3つの基本目標を踏まえて、次の3つを本市の基本目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとします。

□士別市強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害から市民の生命・財産と社会経済システムを守る
- (2) 国・北海道の強靱化への貢献と、北海道・道内市町村との連携を推進する
- (3) 災害に強い地域社会や地域経済の実現と、迅速な復旧・復興体制の確立を図る

## 2 本計画の対象とするリスク

士別市強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定されますが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とします。

□本市における主な自然災害リスク

- (1) 地震
- (2) 豪雨／暴風雨／竜巻
- (3) 豪雪／暴風雪

□市外における主な自然災害リスク

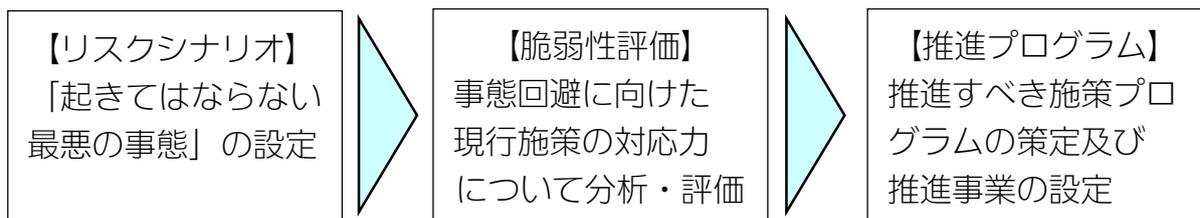
- (1) 首都直下地震
- (2) 南海トラフ地震

## 3 計画の期間

士別市まちづくり総合計画（2018年度～2025年度）と連動させる計画期間とするため、2020年度から2026年度までの7年間とします。

## 4 脆弱性評価の考え方

本計画に掲げる士別市強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」などを参考に、以下の枠組みから脆弱性評価を実施しました。



### 【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に市内で発生した自然災害による被害状況や各種災害に係る発生確率などを踏まえ、今後、本市に甚大な被害をもたらすと想定される大規模自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施。
- ・ また、国土強靱化への貢献という観点から、市内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など、市外における大規模自然災害のリスク低減に向けた本市の対応力についても、併せて評価。

## 5 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されているリスクシナリオをもとに、積雪寒冷など本市の地域特性を踏まえながら、7つのカテゴリーと20のリスクシナリオを設定しました。

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（20のリスクシナリオ）
1	人命の保護	① 地震などによる建築物などの大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生
		② 土砂災害による多数の死傷者の発生
		③ 異常気象などによる広域かつ長期的な市街地などの浸水
		④ 暴風雪及び豪雪による交通途絶などに伴う死傷者の発生
		⑤ 積雪寒冷を想定した避難体制などの未整備による被害の拡大
		⑥ 情報収集・伝達の不備・途絶などによる死傷者の拡大
2	救助・救急活動などの迅速な実施	① 被災地での食料・飲料水・電力・燃料など、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		② 消防、警察、自衛隊の被災などによる救助・救急活動の停滞
		③ 被災地における保健・医療・福祉機能などの麻痺
3	行政機能の確保	① 行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	① 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
		② 食料の安定供給の停滞
		③ 上下水道などの長期間にわたる機能停止
		④ 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	① 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺などによる企業活動などの停滞
		② 物流機能などの大幅な低下
6	二次災害の抑制	① ため池の機能不全などによる二次災害の発生
		② 農地・森林などの被害による国土の荒廃
7	迅速な復旧・復興など	① 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備などの停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		② 復旧・復興などを担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

## 6 評価の実施手順

前項で定めた20のリスクシナリオごとに、関連する現行施策の推進状況や課題などを整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行いました。（評価結果は、本編に記載）

# リスクシナリオごとの施策プログラム

## 1 施策プログラム策定の考え方

---

脆弱性評価の結果を踏まえ、本市における強靱化施策の取り組み方針を示す土別市強靱化のための「施策プログラム」を策定します。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定したリスクシナリオを回避するために、本市のみならず国、道、民間それぞれの取り組み主体が適切な役割分担と連携のもとで行います。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保などの「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、20のリスクシナリオごとに取りまとめます。

## 2 施策推進の指標となる目標値の設定

---

施策推進にあたり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定します。

本計画に掲載する目標値については、「北海道強靱化計画」の考え方と同様に、経年的な事業量などを積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市町村、民間などの各関係者が共有する「努力目標」と位置付けます。

## 3 推進事業の設定

---

施策推進に必要な各事業のうち、本市が主体となって実施する事業を基本として設定し、個別の推進事業について整理します。

## 4 施策プログラム一覧

---

### (1) 「人命の保護」に関する事項

#### ① 地震などによる建築物などの大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生

- 住宅、建築物などの耐震化・老朽化対策
- 避難所などの指定・整備・普及啓発
- 緊急輸送道路などの整備
- 火災被害防止の整備・啓発

#### ② 土砂災害による多数の死傷者の発生

- 警戒避難体制の整備など

- ③ 異常気象などによる広域かつ長期的な市街地などの浸水
  - 洪水・内水ハザードマップの作成
  - 河川改修などの治水対策
  
- ④ 暴風雪及び豪雪による交通途絶などに伴う死傷者の発生
  - 暴風雪時における道路管理体制
  - 除雪体制の確保
  
- ⑤ 積雪寒冷を想定した避難体制などの未整備による被害の拡大
  - 積雪寒冷を想定した避難所などの対策
  - 冬季も含めた帰宅困難者対策
  
- ⑥ 情報収集・伝達の不備・途絶などによる死傷者の拡大
  - 関係機関の情報共有化
  - 住民などへの情報伝達体制強化
  - 高齢者などの要配慮者対策
  - 地域防災活動、防災教育の推進

## (2) 「救助・救急活動などの迅速な実施」に関する事項

- ① 被災地での食料・飲料水・電力・燃料など、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
  - 支援物資の供給などに係る連携体制の整備
  - 非常用物資の備蓄促進
  
- ② 消防、警察、自衛隊の被災などによる救助・救急活動の停滞
  - 防災訓練などによる救助・救急体制の強化
  - 自衛隊体制の維持・拡充
  - 救急活動などに要する情報基盤、資機材の整備
  
- ③ 被災地における保健・医療・福祉機能などの麻痺
  - 避難所などの生活環境の改善、健康への配慮
  - 被災時の医療提供体制の強化
  - 災害時における福祉的支援

### (3) 「行政機能の確保」に関する事項

#### ① 行政機能の大幅な低下

- 災害対策本部機能などの強化
- 行政の業務継続体制の整備
- 広域応援・受援体制の整備
- 行政情報などのバックアップ機能体制の整備

### (4) 「ライフラインの確保」に関する事項

#### ① 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

- 再生可能エネルギーなどの多様なエネルギー活用・導入拡大
- 電力基盤などの整備、電気事業者などとの連携
- 石油燃料などの供給確保

#### ② 食料の安定供給の停滞

- 食料生産基盤の整備

#### ③ 上下水道などの長期間にわたる機能停止

- 水道施設などの防災対策
- 下水道施設などの防災対策

#### ④ 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

- 交通ネットワークの整備
- 道路施設の防災対策など
- 公共交通の維持

### (5) 「経済活動の機能維持」に関する事項

#### ① 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺などによる企業活動などの停滞

- リスク分散を重視した企業立地などの促進
- 企業の業務継続体制の強化
- 被災企業などへの金融支援

#### ② 物流機能などの大幅な低下

- 流通拠点の機能強化

## (6) 「二次災害の抑制」に関する事項

### ① ため池の機能不全などによる二次災害の発生

➤ ため池の防災対策

### ② 農地・森林などの被害による国土の荒廃

➤ 森林の整備・保全

➤ 農地・農業水利施設などの保全管理

## (7) 「迅速な復旧・復興など」に関する事項

### ① 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備などの停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

➤ 災害廃棄物の処理体制整備

➤ 仮設住宅などの迅速な確保

### ② 復旧・復興などを担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

➤ 災害対応に不可欠な建設業との連携

➤ 行政職員の活用促進

➤ 地域コミュニティ機能の維持・活性化

## 計画の推進管理

### 1 計画の推進方法

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策ごとの推進管理を行うことが必要です。

このため、施策プログラムの推進にあたっては、庁内の所管部局を中心に、国や道などとの連携を図りながら、個別の施策ごとの進捗状況や目標達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげます。

計画の推進にあたっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、個別計画での進捗管理により、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげます。